

岐阜県公報

目次

道路の区域変更	告示	(道路維持課)	ページ 一
土地改良区役員の退任及び就任	公示	(東濃農林事務所)	一

告示

岐阜県告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年一月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

公示

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次の

県道		道の種類	区域		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
路線名		区間	別前変区域 後更更	後			
大嶽岐 野南阜 線			揖斐郡大野町大字下礪字 村中四九八番二地先から	六二 三・八	二七 三・二		
			同郡同町大字同字 村北五四番五地先まで	一六 三・二			

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年一月七日

岐阜県知事 古田 肇

同	同	同	同
大塚	鶺鴒	永井	加納
富也	健二	二三男	賢二
同	同	同	同
四三九番地	三四九番地	二五九番地	二七〇四番地の六

退任した役員

[illegible]

瑞浪中部 土地改良区	平成 三・三 二四	理事	遠山英俊	瑞浪市土岐町	二六四〇番地
		同	永井研同		二六七九番地

同 加藤 満 同 二六二六番地

同桑原昇同 二五〇〇番地の六

同 中 村 恵 嗣 同 三 九 二 番 地 の 三

同
土
屋
浩
二
同

二
九
五
一
番
地

同 大塚 富世 同 四三九四番地

同 差 食 促 二 同 三四九六香城

豐事 永井 二三男 同 二五九五番地

就任した役員

[illegible]

瑞浪中部 土地改良区	平成 三・三五	理事	遠山英俊	瑞浪市土岐町	二六四〇番地
	同	永井研	同		二六七九番地

同 加藤 満 同 二六二六番地

同桑原昇同 二五〇〇番地の六

同 中村恵嗣 同 三九二番地の三

同 土屋浩二 同 一九五二番地

令和二年一月七日発行

発行者	岐阜	岐阜市藪田南二丁目一番一號
発行所	岐阜県庁	

編集 岐阜市三輪ぷりんとびあ十三十一 岐阜文芸社